

NGOの脱北者支援活動とその評価

尹汝常 YOUN Yeo Seng

はじめに

北朝鮮住民の脱出は一九九〇年代半ばから続いており、彼らの多くは中国で深刻な人権侵害を受けながら生活している。人権侵害の背景にあるのは、中国と北朝鮮による逮捕、強制送還である。脱北者は難民の地位を認められず、不法滞在者として暮らしているため、つねにさまざまな危険にさらされている。

彼らへの支援や保護も、接触すら困難な状況では効率的に行うことができない。韓国、日本、米国などの政府による支援や保護は、中国の同意がなければ不可能であ

る。このため脱北者支援活動は、NGOによって非合法かつ限定的に行われている。こうした活動は、公表によってより困難になる可能性が高いため、限られた範囲でしか紹介されていない。中国同様、脱北者が滞在しているロシア、モンゴル、東南アジアでも北朝鮮国家保衛部の要員を警戒せねばならず、表立った活動は強い制約を受けている。

このような状況をふまえ、本稿ではNGOによる脱北者支援活動の現状を紹介し、その評価をもとに改善案を示してみたい。

289 『地域研究』Vol.7 No.2 (2006年2月)

一 脱北者問題の変化

一九九六一九年八月頃の脱北者は、食糧や経済的援助を獲得すると自発的に帰還した。現在でも、脱北の主な原因は食糧難と経済難である。しかし二〇〇〇年以降は、外部情報の触発や、自由へのあこがれ、希望や夢の実現、とともに、子どもへのよりよい教育機会の提供が主要な動機に加わり、これらの比率が上昇する傾向にある。北朝鮮の食糧事情は一部では好転しているが、それでも脱北は続いている、自発的に帰還する者はさほど多くない。中国から脱出したある脱北者は、最初は金儲けのための一時的な脱北のつもりでも、しばらくすると、希望のない北朝鮮へ帰るより新しい生活をしたいと思うようになる、と話している。⁽¹⁾ 脱北者支援のNGO事務室に勤めているソウル在住の脱北者・李○○氏は、その事情を次のように説明してくれた。

「脱北者は、送還されると处罚され家族にも害が及ぶので、なんとか逃げのびようとする。处罚が軽くなつたというが、それは第三者者が話していることだ。本当に軽くなつたとしても、脱北者が感じる恐怖は変わっていない。また、脱北し处罚されたというレッテルは终生つい

てまわるので、成分を重視する北朝鮮社会で人間らしい生活をすることはできない。そのレッテルによつて子どももまで最下層に落ちるのは耐えられないことだ。私も捕まつて送還されたが、釈放後も監視がつき、子どもにも影響が及んだので、再脱北する以外になかった」

最近の脱北は、生存のための極限の選択であるとともに、新しい身分で金を儲け、新しい生活を始めたいという意思の表現とみることができる。脱北者が語る動機のなかでも、子どもによい教育機会を提供したいという点に、とくに注目する必要がある。北朝鮮住民にとって、脱北は現在の問題、すなわち飢え、経済的な困難、人権抑圧からの脱出というより、未来の夢や希望への準備という意味をもちつゝある。これを反映して、脱北は食糧難の影響を受けている者だけでなく、北朝鮮の全地域、全階層から発生している。この現象は、韓国に入国した脱北者の半数以上を家族単位の者が占め、先に入国した家族の助けによる連係脱北の比率が上昇している事実からも確認できる。これは、家族単位で脱北する際の危険性が低下し、北朝鮮からの脱出や韓国行きへの拒否感が薄くなつたことも意味する。

一 NGOによる脱北者支援活動

1. 脱北者支援を行うNGOの現状

脱北者に対する国家レベルでの支援活動は、現在にいたるまで行われていない。北朝鮮は脱北者を「祖国離反者」、中国は「不法滞在者」と規定している。韓国政府は、脱北者問題が南北関係の障害になりうることと、中国の黙認や協力がないまま支援を行うのは不可能だという理由で、在中脱北者への組織的な支援活動を開いていない。実際に支援活動を開いているのは、中国の朝鮮族と、韓国、米国、日本、EU諸国のNGO、そして個人活動家である。以下、彼らの活動の現状を紹介する。

(1) 中国の朝鮮族と韓国人宣教師

脱北者に対する実質的な支援活動を行っているのは、中国の朝鮮族と、韓国から派遣された宣教師である。二〇〇〇万人の朝鮮族は、脱北の初期から現在まで、脱北者を飢えや逮捕から守ってきた。朝鮮族は北朝鮮との国境地域に集中的に居住しており、会話が可能で同じ民族とかかわらず積極的な支援活動を行っている。

(2) 韓国のNGO

韓国に来た脱北者を支援する市民団体は五〇以上あるが、在外脱北者を支援する団体は一〇ほどにとどまつて

朝鮮族は脱北者に、隠れ処、食料、衣服、働き口、基礎的な医療と医薬品を提供し、韓国行きの支援も行った。

また、韓国や日本のNGOを現地に案内し、NGOが設けた隠れ処の運営を直接担当するようになつた。しかし、脱北が長期化・大規模化するにつれて、支援の意志は次第に弱まっていった。脱北者が引き起こす窃盜、強盗などの治安問題も、朝鮮族の支援意欲を顕著に低下させた。脱北者支援を不法行為とし、厳罰に処す政策も影響した。中国当局は、脱北者を通報すると褒賞金を支給し、支援活動に参加すると高い罰金を科す方法で、朝鮮族の支援意欲を低下させていた。^③

朝鮮族による支援は個別に行われる場合もあるが、韓

国から派遣された宣教師や各国NGOの現地代理人として、組織的に活動していることも多い。実質的な支援活動は、長期間滞在している韓国人宣教師と、その協力者である朝鮮族によつて行われている。しかし彼らの支援活動は、中国当局の厳しい取り締まりと逮捕、罰金、国外追放によつて非常に停滞している。企画亡命が始まつた二〇〇一年以降は取り締まりがさらに強化され、活動は大きく制限されてしまった。

いる。大半の団体が在外脱北者の支援に消極的なのは、中国での活動が危険であり、南北関係を重視する韓国政府の支持も得られないからだ。また、北朝鮮住民を支援している団体は北朝鮮当局の反発も考慮しなければならない。

在外脱北者の支援団体として公表されているのは、「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」「北韓民主化ネットワーク」「グッドフレンズ」「脱北難民国連請願運動本部」「キルス家族救命本部」「わが民族がひとつになる運動」「被拉致・脱北者の人権と救命のための市民連合」「ふたりでひとつ宣教会」「韓国キリスト教総連合会」などである。これらの団体による支援は、隠れ處や生活費の提供、韓国入国の支援、実態調査などの現地活動と、これにもとづく国際的キャンペーンに大別できる。

「ふたりでひとつ宣教会」など一部の団体は韓国入国を直接的に支援しているが、中国の取り締まりと処罰によって、活動は非常に制約されている。「韓国キリスト教総連合会」をはじめとする大半の団体は、韓国入国よりも、中国での隠れ処の提供、生活費の支援、医療や医薬品の提供に重点を置いている。また、「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」「北韓民主化ネットワーク」「グッドフレンズ」「脱北難民国連請願運動本部」などは、脱北者の劣悪な生活環境と深刻な人権侵害を国内外に紹

介するキャンペーンを開催している。これは企画工命による取り締まり強化後に活発化し、なかでも「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」と「北韓民主化ネットワーク」は「米国民主主義基金（NED）」の財政支援を受け、国際的キャンペーンで主導的な役割を担っている。支援活動を行っている韓国のNGOは、政府や社会の関心不足、活動家の安全問題、募金活動の行き詰まりなど、多くの困難に直面している。中国で逮捕され拘禁された韓国人は現在まで七人にのぼっている。彼らの安全が保障されないかぎり、支援活動は停滞せざるをえないだろう。⁽⁴⁾

（3）国外のNGOと国際機関

国外のNGOも、中国、ロシアなどの現地で支援活動を展開する団体と、国際的キャンペーンを行う団体に大別できる。

現地で支援活動を行っているのは、「救え！ 北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク（RENK）」「北朝鮮難民救援基金」「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」「拉致日本人家族全国協議会」など、主に日本の団体である。彼らは比較的豊富な資金力によって、現地での支援活動、とくに、北朝鮮に渡った在日朝鮮人と日本人妻の日本入国の支援や、脱北した孤児への支援を行っている。また、韓国のNGOや活動家と協力して、脱北者の外国公館侵

入を支援している団体もある。こうした活動によって、日本人加藤氏が逮捕され追放される事件もあった。

米国やヨーロッパのNGOは、現地での支援活動よりは国際的キャンペーンに力を注いでいる。最近、米国の保守系シンクタンクである「ハドソン研究所」「防衛フーラム」「米国を憂える婦人の会(CWA)」など、三つの宗教・人権団体が「北朝鮮自由連合(NKFC)」を結成した。すでに述べたとおり、「米国民民主主義基金」は韓国のNGOに財政支援を行っている。このほか、

「ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)」「クリスチヤン連帯ワールドワイド(CSW)」「アムネスティ・インターナショナル」「国境なき人権(HRWF)」「国境なき医師団(MSF)」「レゾリューション217」⁽⁵⁾「ヒュージーズ・インターナショナル(RI)」「朝鮮半島平和プロジェクト」「米州脱北難民人権保護協会」などが、問題解決に向けた国際的キャンペーンや、中国、米国、国連などへのたらきかけを行っている。

国外のNGOによる活動は、一定の成果をあげることもある反面、中国や北朝鮮の反発を招くこともある。例えば、「北朝鮮自由連合」は人権改善の中心的役割を果たすと期待されているが、高級幹部や科学者の脱北を勧め、それを支援する「セーフ・ハーバー運動」も計画している。

国外のNGOは活動効率を高めるため韓国と協力強めており、直接介入による解決を米国政府や

国連にうながす動きもある。また、二〇〇三年四月一六日に国連人権委員会で対北朝鮮人権決議案が採択されたのを受けて、国連と国連高等弁務官事務所(UNHCR)は脱北者問題に関するより積極的な活動を準備している。

なお、最近の外国公館侵入で明らかになったように、特定の団体に属さない個人活動家も支援活動の重要な一端を担っている。

2. 第三国への入国支援

脱北者が滞在国を脱出して第三国に入国するには、関係国やUNHCRの協力を受ける公式の方法と、偽造旅券や密航による非合法の方法がある。一部のNGOは前者で、多くは両方を使い分けて支援を行っている。

合法的手続きを経て韓国に入国するロシアにいた北朝鮮の伐採労働者が一九九四年にUNHCRの協力で実現して以来、東南アジアからの入国を含めて急増し、一九九〇年代後半には五〇%を超えた。

中国政府は脱北者の韓国行きを、国際問題化しそうな一部のケースを除き許していない。中国から近隣の国に抜け出せば合法的な韓国入国が可能なので、非合法の方はそうした情報がない場合か移動が難しい場合、また

は、成功する確率や費用の点で有利な場合に採用される。最も多いのは偽造旅券の購入である。これは成功する確率が高く、短期間で実行でき、飛行機や船を使うこともできる。中国と韓国には、入国の斡旋を専門にしている者が数十名から数百名おり、その多くは組織網を整備して企業型で運営している。また最近では、先に入国した脱北者が、自分たちの経験と現地のコネを利用して韓国に入国を組織的に斡旋する事例が増えている。これらはNGOの活動というより、ブローカーとよばれる者の私的な利潤追求行為とみることができる。

合法的な韓国人の手続きは滞在国によって異なるが、ロシアの場合は図1のようになる。UNHCRへの難民申請は本人が直接行うのが原則だが、ほとんどの現地のNGOや個人活動家が代行している。UNHCRは難民申請を受け付けると、規定に従つて面接を実施する。主な内容は、個人情報、家族関係、脱北の動機、生活環境、使用言語などだ。回答は国際弁護士によつて綿密に検討される。難民地位認定の責任をもつ審査官は、証拠と陳述の信頼性を評価するため、一回以上の個人面接を行う。⁽⁶⁾難民地位を認定された脱北者が韓国行きを希望する場合は、韓国大使館に受け入れの可否を問い合わせる。韓国政府が受け入れを決定すると、UNHCRは赤十字国際委員会（ICRC）に旅行証明書の発給を要請し、韓国

大使館はこれに入国ビザを発行する。UNHCRは関連書類をロシア外務省に送り、出国ビザの発行を要請する。出国ビザが発行されると、韓国大使館が提供した航空券で韓国に向かう。⁽⁷⁾

在外脱北者が韓国政府やUNHCRの支援を受けて韩国するには、上記の方法のほか、韓国のお公館に出向いて韓国行きの意思を表明し、支援を要請する方法と、最近の企画亡命事件のように、滞在地に近い国際機関や外国公館に侵入する方法がある。後者は二〇〇〇年までは非常に限定期に行われていたが、チャン・ギルス事件とスペイン大使館への二五人侵入事件を契機に急増した。最近ではバンコクの日本大使館や、台湾、オーストラリア、米国など、中国以外で亡命申請する事例も増加している。その背後では、NGOや個人活動家が重要な役割を果たしていると思われる。脱北者が外国公館や国際機関で韓国行きを希望した場合は図1の手続きが準用されるが、具体的なプロセスは国によつてかなり異なる。中國と近隣諸国などの場合はUNHCRやICRCが介在せず、滞在国の政府と韓国政府との非公開・非公式の交渉によつて処遇が決められる。制度化された方法ではないから、すべての希望者が韓国に行けるわけではない。ここには、北朝鮮との関係を考慮し、類似事例の急増による負担を最少化したいという滞在国政府の意向が反映

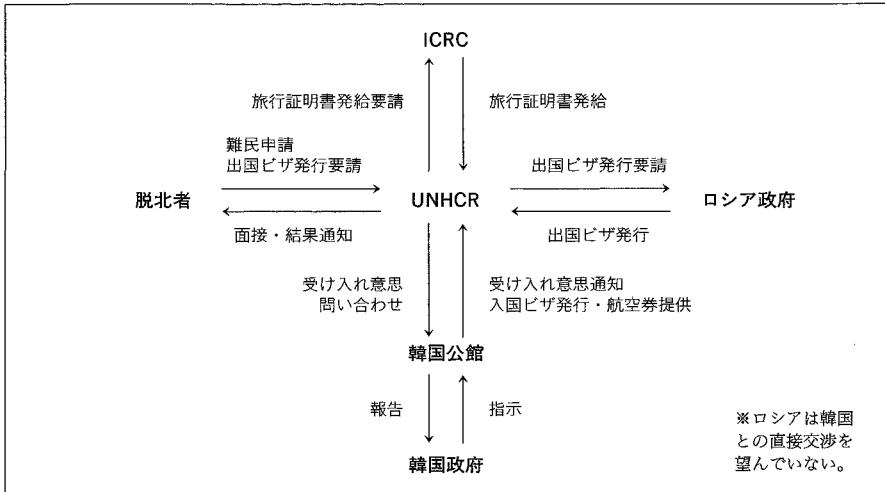


図1 ロシアにおける脱北者の韩国入国手続き

しているとみられる。

3. 国際問題化

脱北者問題の国際化は、NGOや個人活動家の努力によるところが大きい。これを分類すると次のようになる。⁽⁸⁾

(1) 脱北者問題に関する国際会議の開催と、国際世論の形成。韓国の市民団体である「北韓同胞の生命と人権を守る市民連合」は、人権活動家などによる北朝鮮人権・難民国際会議を、ソウル、東京、プラハで一九九九年から四回にわたって開催し、問題解決に向けた国際的連帯を強化した。⁽⁹⁾「脱北難民国連請願運動本部」が実施した一〇〇〇万人署名運動も、国際社会に大きな反響をよびおこした。⁽¹⁰⁾これらの活動によって、国際的キャンペーンを実施する土台が築かれたといえる。

(2) 国連をはじめとする国際機関、国際的NGO、米国、日本、EU諸国による問題提起、声明書の発表と対応策の提示。脱北者問題は、UNHCR、国連人権委員会、国連人種差別撤廃委員会、アムネスティ・インターナショナル、国境なき医師団で主要なテーマとなつており、米国議会と政府、日本、EU諸国も関心を表明し解決策を模索している。二〇〇三年の第五九次国連人権委員会では、EU諸国が脱北者問題を含む北朝鮮人権決議案を四月一〇日に提出し、韓国の棄権

にもかかわらず一六日に採択された。また、米国上院は二〇〇三年七月九日に、脱北者の難民地位認定と米国定着をおもな内容とする「北朝鮮難民救護法案」を可決した。

ム紙で「アジアの英雄」に選ばれ、活動の一部が紹介された。^⑪

(3) 世界各国の報道。二〇〇二年六月、米国のABC

テレビは脱北者の実態を三回シリーズで放送した。B

BC、NHK、ニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポスト、ロサンゼルス・タイムズ、ル・モンド、

朝日新聞など、各国で影響力をもつ多くの報道機関が

脱北者問題をさかんに扱っている。

(4) 外国公館侵入。従来、脱北者は偽造旅券、密航、

モンゴルや東南アジアへの迂回などによつて韓国に入国していた。しかし表1に示したとおり、最近は国際機関や外国公館への侵入による韓国入国が急増している。

二〇〇一年六月以来、この方法で二〇〇人余りの脱北者が韓国に入国し、現在も韓国大使館をはじめとする外国公館で数百人が待機している。

(5) ノルベルト・フォラツエン氏ら個人活動家の努力。

彼らは使命感と情熱、国際的感覚を兼ね備えた人々として知られている。その活動内容はほとんど公表されていないが、主に人権侵害事例の調査、情報提供者の身辺保護、国際機関やNGOへの情報提供などを行つている。最近、個人活動家のキム・サンホン氏がタイ

NGOの支援活動を、国際問題化が脱北者に及ぼした影響から評価してみたい。まず、肯定的な影響を確認しておこう。

- ① 脱北者本人と関連団体が、解決への期待と希望をもつようになつた。

- ② 韓国政府の消極的な姿勢に変化をもたらした。

- ③ 中国内の韓国公館が韓国入国の主要なルートになつた。北京の韓国総領事館を利用してすでに二〇〇人余りが入国しており、現在も一〇〇人余りが待機中である。

- ④ 外国公館侵入が成功するようになり、脱北者単独で実行する可能性が高まつた。

- ⑤ 限定的ではあるが、米国が脱北者の受け入れを決めた。米国移民法廷は二〇〇二年一〇月、脱北者金スンヒ、李サンナム、李ソンチヨルの亡命を認めた。

現在も脱北者問題に関する国際世論が十分に高まつてゐるとはいえず、滞在者の身分保障も実現していないが、

三 NGOが行う支援活動の評価

表1 中国滞在脱北者の外国公館侵入（2001年6月—2002年12月）

年月日	内 容	結 果
2001年 6月26日	UNHCR北京事務所にチャン・ギルスなど7人侵入	2001年 6月30日 韓国到着
2002年 3月14日	スペイン大使館に25人侵入	2002年 3月18日 韓国到着
4月25日	ドイツ大使館に1人侵入	4月28日 韓国到着
4月26日	米国大使館に2人侵入	//
5月 8日	瀋陽の日本総領事館にチャン・ギルスの親戚、キム・ハンミ一家5人が侵入	5月23日 韓国到着
5月 8日	瀋陽の米国総領事館に2人侵入	5月14日 韓国到着
5月 9日	瀋陽の米国総領事館に1人侵入	//
5月11日	カナダ大使館に20代夫婦が侵入	5月17日 韓国到着
5月23日	韓国総領事館に1人侵入	6月24日 韓国到着
5月24日	韓国総領事館に2人侵入	//
5月27日	韓国総領事館に1人侵入	//
6月 1日	韓国総領事館に1人侵入	//
6月 8日	カナダ大使館に2人侵入	//
6月 9日	韓国総領事館に3人侵入	//
6月11日	韓国総領事館に1家族5人を含む9人が侵入	//
6月13日	韓国総領事館に2人（父子）侵入、中国側が1人を強制連行	//
6月17日	韓国総領事館に2人侵入	//
6月20日	韓国総領事館に1人侵入	//
6月21日	韓国大使館に2人侵入	//
6月24日	韓国総領事館に1人侵入	7月15日 韓国到着
7月 2日	韓国総領事館に1人侵入、中国側が侵入中の1人を逮捕、連行	//
7月11日	韓国総領事館に1人侵入、以後10日あまりで10人侵入	8月 3日 韓国到着
8月13日	アルバニア大使館に2人侵入	8月22日 韓国到着
8月14日	7月中旬以降、韓国総領事館で15人以上が待機していると報道	
8月26日	中国外務省に男4人、女3人が侵入を試み失敗、連行	
9月 2日	12人がエクアドル大使館への侵入に失敗、8人逮捕	
9月 3日	北京ドイツ学校および外交官宿舎に15人侵入	9月12日 韓国到着（36人）
9月13日	北京ドイツ学校への侵入で、2人成功、3人逮捕	9月22日 韩国到着
10月 7日	北京ドイツ学校に3人侵入	
10月10日	青島の韓国総領事館に2人侵入	
10月20日	韓国総領事館に20人侵入	10月12日 韓国到着（20人）
10月頃	北京ドイツ学校に1人侵入	
10月31日	北京ドイツ学校への侵入で、2人成功、5人逮捕	11月 7日 韓国到着（15人）
12月10日	北京ドイツ学校に2人侵入	12月16日 韓国到着（20人）
		12月20日頃 韓国到着（2人）

国際問題化によって一定の前進はあつたと評価できる。しかし、現在のような「顔のないキャンペーン活動」では、完全な問題解決のためには力不足という指摘がある。

次に、国際問題化の否定的な影響を確認しておこう。
① 中国当局の取り締まりが強化され、強制送還が増加した。これによって脱北者の生活環境も悪化している。

② NGO関係者や個人活動家の逮捕、追放。これは支援活動の停滞と水準低下につながった。

③ 外国公館や特定地域の警備強化。侵入事件などの報道が中国当局に口実を与えた面もある。

④ 一部で、韓国行きに要する期間が長期化し、費用が増大した。中国当局の取り締まりを避けて、モンゴルや東南アジアを経由するケースが増えている。

⑤ 脱北者が難民地位認定を断念する可能性がある。
⑥ 人道上の問題から外交問題への転化。とくに、核問題解決のカードとして利用される可能性がある。

このように、国際問題化は短期的にはマイナスの結果も生み出している。しかし、長期的には脱北者の安全と生活環境の改善につながると思われ、一方で、中国、韓国、北朝鮮に重い負担をもたらす可能性がある。予想される長期的変化は次のとおりである。

(1) 韓国入国の増加。韓国政府は現在、脱北者の入国

を統制する手段をほとんどついていない。いかなる方法や経路であつても脱北者が入国して保護を要請したら、彼らを受け入れなければならないと法律に明記しているのである。最近、入国者の六〇一七〇%を占めているのは、中国に二一五年滞在していた二〇一四〇代の女性である^[13]。彼女たちは中国語の能力が高く、情報や資金を自力で確保して韓国行きを実現している。

こうした女性の多くは韓国行きを希望しているから、入国者数は今後も増加するだろう。外国公館侵入の成功が、脱北者の韓国入国を促進する可能性も高い。

(2) 滞在地と生活環境の変化。モンゴルと東南アジアは滞在地というより韓国行きの経由地であるが、東南アジアでの滞在は脱北者の急増で長期化しており、新たな滞在地になる可能性がある。中国の滞在環境が悪化すればするほど、東南アジアへの流入は増加する。

(3) 韓国入国 の方法と経路の変化。ロシアやモンゴル、東南アジアでは、韓国公館や活動家の支援を容易に受けることができ、高い確率で韓国行きを実現できるが、脱北者の約五〇%が滞在する中国では、このような支援は非常に限定的にしか受けられない。しかし、最近の外国公館侵入事件は、脱北者の意識に変化をもたらしている。これまで、脱北者は中国当局の取り締まりを恐れ、危険な状況のなかで安全な場所を探すことに

専念していたが、一部の者は危険を覚悟のうえで現状を打破し、開拓する意思をもつようになつた。多くの脱北者がこうした意識をもてば、彼ら自身による問題解決がはかられるだろう。

四 むすび

NGOや個人活動家による支援は続いているが、中国当局の姿勢が変わらないかぎり、現状を開拓するのは非常に困難である。これをふまえて新しい方法による支援活動を模索しなければならない。考えうる方向の一つは、現地での支援活動を継続するための地下活動の活性化であり、もう一つは国際的キャンペーンの強化である。ただし、中国当局の厳しい取り締まりと弾圧が続いている状況では、好むと好まざるとにかかわらず、後者を選択せざるをえないだろう。

現在の国際的キャンペーンは、国際世論を形成して中国政府に圧力をかけたり、国連やUNHCRの介入の正当性を確保する活動、各政府への直接的接触などをおもな内容としている。国際世論形成のためには、脱北者を代表できる人物が自らの問題を英語によつて国際社会に訴える、「顔をもつた活動」に転換する必要がある。

脱北者は自らの危険と、北朝鮮や中国に残した家族への報復を恐れて、「カメラの前に立つ」ことに恐怖を感じている。また、国際社会にアピールできる代表的人物も現れていない。早急に「顔」をつくり、国際世論の形成に取り組むべきである。国連やUNHCRが公式に介入するためには、その正当性と説得力を確保する必要がある。

結局のところ、現地での支援活動はNGOの領域であり、このための組織的・体系的な整備を進めなければならない。その求心体として、「脱北者支援のための国際センター」の設立を提案する。支援活動を行つてゐるNGOと個人活動家が主導し、関連するNGOや国際機関、各国政府にも参加を求めて、問題解決に向けた積極的な取り組みを行うべきである。

註

(1) ユン・ヨサン「脱北者の発生原因と規模、そして展望」『自由公論』二〇〇二年九月号、三八一三九頁。

(2) ユン・ヨサン「在外脱北者支援策に関する考察」『時代精神』第五号、一九九九年七月一日、一九一頁。

(3) 脱北者通報の褒賞金は、地域によつて異なるが二〇〇一万元であり、脱北者支援で逮捕された場合は、二〇〇一万元の罰金が科され处罚も受ける。

(4) [連合国報告書] 11001年六月 | 七四。

(5) <http://www.resolution217.org>

(6) 難民の地位確保に関する議題とUNHCR Collection of Basic International Instruments Concerning Refugees, 1997 を参照。

(~) Yoon, Yeo Sang, "Situation and Protection of North Korean Refugees in Russia", International Conference on North Korean Human Rights & Refugees, December 2, 1999 (International Conference Hall, Ewha-Samsung Education Culture Center, Ewha Womans University, Seoul, Korea), (Seoul: Citizens' Alliance to Help Political Prisoners in North Korea Press, 1999), pp. 206-208.

(∞) 國際問題化の現状と分析は、ソウル・ヨウル「國際社會における脱北者問題と私たちの対応」『國際問題研究』11001年11月を参照。

(9) <http://nkhumanrights.or.kr/intro03.html>

(10) <http://www.nk-refugees.or.kr/korea/kmain.html>

(11) Time, April 28, 2003.

(12) Brian Myers, "The United States and North Korean Refugees", 大邱大学社会科学研究所主催「韓半島周辺国強調東北アジア」発表論文 (11001年) 1001-11001年九月号。

(13) 憲法第三条、領土項と北朝鮮離脱住民の保護および定着支援に関する法律第三条を参照。

(14) 女性入国者の比率は、11001年五〇%、11001年五五%。ソウル・ヨウル「北朝鮮離脱住民の適応実態と課題」『統一研究参考資料』(ソウル、統一教育院) 11001年。

参考文献

イー・ソウル「脱北者企画」に対する中国の反応」世宗研究所『情勢と政策』7-1号、11001年七月。

「北朝鮮離脱住民の保護および定着支援に関する法律」グランフュンハ編『豆滿江を渡ってきた人々』ソウル、勇士出版、一九九九年。

『朝鮮日報』11001年六月110日、A20。

統一部『北朝鮮離脱住民の保護および定着支援』<http://www.unikorea.go.kr>

ヤン・カハチョク「脱北者に関する米国の見解」世宗研究所『情勢と政策』7-1号、11001年七月。

ソウル・ヨウル「脱北者問題の国際問題化に対する評価と展望」『大韓政治学会報』第一集1号、11001年六月。

—『北朝鮮離脱住民の適応実態と課題』『統一研究参考資料』ソウル、統一教育院、11001年11月。

—『國際社會における脱北者問題と私たちの対応』『國際問題研究』11001年11月。

—「脱北者の発生原因と規模、そして展望」『自由公論』11001年九月号。

—『第三の同胞 在外脱北者』ソウル、開かれたフォーラム21、11001年。

—「在外脱北者支援策の考察」『時代精神』第五号、一九九九年七月一日。

『連合国報告書』11001年六月 | 七四。

Myers, Brian, "The United States and North Korean Refugees", 大邱大学社会科学研究所主催「韓半島周辺国強調東北アジア」発表論文 (11001年) 1001-11001年九月号。

「南北両国による緊密な外交」 110011#1001 | 1回目、
pp.38-46.

Time, April 28, 2003.

UNHCR, Collection of Basic International Instruments
Concerning Refugees, 1997.

USCR, "World Refugee Survey 2002—North Korea",
(2002. 6. 6.)

Yoon, Yeo Sang, "Situation on the North Korean
Defectors in China", Life & Human Rights, 1998, No.
10 (Tokyo & Seoul: The Society to help Returners to
North Korea (Japan) & Citizens' Alliance to help
Political Prisoners in North Korea (Korea), 1998), pp.
4-34.

Yoon, Yeo Sang, "Situation and Protection of North
Korean Refugees in Russia", International Conference
on North Korean Human Rights & Refugees, December
2, 1999 (International Conference Hall, Ewha-Samsung
Education Culture Center, Ewha Womans University,
Seoul, Korea), (Seoul: Citizens' Alliance to Help Polit-
ical Prisoners in North Korea Press, 1999).

(ソウル・ミナノハ・韓国政治発展研究会)
(朴愛桜、城謹福)